

# 地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書

<2024年 8月 1日 現在 >

## 1. 施設の目的及び運営方針

### (1) 施設の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### (2) 運営方針

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めます。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを方針とします。

## 2. アメニティいわどの概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	アメニティいわど
所在地	長崎県南島原市加津佐町乙9番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (介護保険事業者番号 第4292500081号)

### (2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	兼務	非常勤	計
管理者	社会福祉施設長資格 社会福祉主事		1名		1名
医師				1名	1名
生活相談員	介護支援専門員		2名		2名
計画担当介護支援専門員	介護支援専門員		2名		1名
栄養士	管理栄養士		1名		1名
機能訓練指導員	看護師		1名		1名
歯科衛生士	歯科衛生士			1名	1名
事務職員			1名		1名
介護・ 看護 職員	看護師		2名		2名
	介護福祉士		18名	1名	19名
	実務者研修終了者		3名	0名	3名
	ホームヘルパー2級・初任者研修修了者		1名	1名	2名
	その他		0名	1名	1名
調理員	調理師		2名	1名	3名
	その他				
営繕職員			0名	1名	1名

## (3) 同施設の設備の概要

入所定員	29名(特養)		
居室 1人部屋	29室	(1室12.10㎡)	1階
共同生活室	3室	(1室20.50㎡)	1階
浴室	3室	(1室 7.98㎡)	1階
浴室の脱衣室	2室	(1室 5.00㎡)	1階
浴室の脱衣室	1室	(1室 4.98㎡)	1階
特浴	1室	(1室10.80㎡)	1階
特浴の脱衣室	1室	(1室 7.98㎡)	1階
事務室	1室	(1室39.38㎡)	1階
面談室	1室	(1室 9.10㎡)	1階
施設長室	1室	(1室18.26㎡)	1階
医務室	1室	(1室10.59㎡)	1階
厨房	1室	(1室43.74㎡)	1階
機能訓練室	1室	(1室37.54㎡)	1階
ボランティア室	1室	(1室13.40㎡)	2階
会議室	1室	(1室55.40㎡)	2階
宿泊室	1室	(1室12.56㎡)	2階
ユニットバス	1室	(1室 1.84㎡)	2階
ユニットバスの脱衣室	1室	(1室 2.23㎡)	2階

## (4) 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1.医師	火曜日(14:30~15:30)
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6 : 30 ~ 15 : 30 日勤: 9 : 00 ~ 18 : 30 遅勤: 12 : 00 ~ 21 : 00 夜勤: 20 : 50 ~ 7 : 00
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8 : 00 ~ 17 : 30
4. 管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8 : 00 ~ 17 : 30

### 3. サービス内容

#### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行う体制を取ります。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・シーツ交換は、週1回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（看護職員）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>（当施設の嘱託医師） 氏 名： 植木 英祐 所属医院：植木内科医院 診察日： 火曜日 14：30～15：30</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>（相談窓口）生活相談員</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>

#### (2) 介護保険給付外サービス

入所者の選定により提供サービス

- ① 食材費
- ② 特別な食事（寿司等の出前、お酒等）
- ③ 貴重品の管理及び行政手続代行
  - 利用者及びご家族による貴重品の管理及び行政手続きが困難な場合は、貴重品の管理及び行政手続代行サービスを受けることができます。
- ④ 送迎サービス（入院、通院、個別の外出・外泊）
- ⑤ 行事、クラブ活動

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金(介護保険給付サービス)

			1割負担者	2割負担者	3割負担者	
①	入所者生活介護費	要介護度1	1日あたり	¥682	¥1,364	¥2,046
		要介護度2		¥753	¥1,506	¥2,259
		要介護度3		¥828	¥1,656	¥2,484
		要介護度4		¥901	¥1,802	¥2,703
		要介護度5		¥971	¥1,942	¥2,913
②	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1日あたり	¥46	¥92	¥138	
⇒	* 要介護4・5の新規入居者総数が7割以上、または認知症で日常生活困難な新規の入居者が6割5分以上、痰吸引等が必要な入居者が1割5分以上居られる。					
③	看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり	¥12	¥24	¥36	
	看護体制加算(Ⅱ)イ		¥23	¥46	¥69	
⇒	*(Ⅰ)イは、常勤の看護師1人を配置している。 (Ⅱ)イは、入居者25人ごとに常勤換算で一人以上看護師を配置し24時の連絡体制を整えている。					
④	個別機能訓練体制加算(Ⅰ)	1日あたり	¥12	¥24	¥36	
	個別機能訓練体制加算(Ⅱ)	1月あたり	¥20	¥40	¥60	
⇒	* 機能訓練指導員を配置し、入居者のアセスメントを基に個々に計画書を作成、計画に沿った機能訓練を実施する。					
⑤	若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	¥120	¥240	¥360	
⇒	* 18～39歳に発症した「若年期認知症」、40～64歳に発症した「初老期認知症」の方を受け入れ個別に担当スタッフを定め上で、担当者中心にニーズに応じたケアを実施する。					
⑥	外泊加算	1日あたり	¥246	¥492	¥738	
⇒	* 一月につき外泊(又は入院)した日の翌日から起算し6日間、月をまたがる場合は最大で連続12日間を限度として算定する。					
⑦	初期加算	1日あたり	¥30	¥60	¥90	
⇒	* 新規入居者(初めて当施設を利用された)に対する細かいケアや事務連絡などに対し評価する。					
⑧	安全対策体制加算	入居時に1回	¥20	¥40	¥60	
⇒	* 介護事故による骨折や怪我を予防するため日頃から事故予防に関する研修や情報共有の機会を定期的の実施する。					
⑨	栄養マネジメント強化加算	1日あたり	¥11	¥22	¥33	
⇒	* 管理栄養士を配置し、入居者の栄養状態の維持改善を評価する。					
⑩	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり	¥110	¥220	¥330	
⇒	* 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを実施する。					
⑪	ADL維持等加算(Ⅰ)	1月あたり	¥30	¥60	¥90	
⇒	* 自立支援、重度化防止を図るための取り組み					
⑫	療養食加算	1食あたり	¥6	¥12	¥18	
⇒	* 医師が発行した食事餞に基づき、治療食(療養食)を提供する。					
⑬	看取り加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	1日あたり	¥72	¥144	¥216
		死亡日以前4日以上30日以下		¥144	¥288	¥432
		死亡日の前日及び前々日		¥680	¥1,360	¥2,040
		死亡日		¥1,280	¥2,560	¥3,840
⇒	* 「看取り」となられた入居者に対し、多職種協働で身体的、精神的苦痛の緩和を図る。					
⑭	排せつ支援加算(Ⅰ)	1月あたり	¥10	¥20	¥30	
⇒	* 排泄障害等のある入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づいて支援する。					
⑮	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月あたり	¥3	¥6	¥9	
⇒	* 褥瘡の発生予防、状態改善を図る。					
⑯	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	¥50	¥100	¥150	
⇒	* 「ライフ」へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。					

⑰	a,介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記①から⑯により算定した金額の1000分の140に相当する金額
	b,介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記①から⑯により算定した金額の1000分の136に相当する金額
	c,介護職員等処遇改善加算Ⅲ	上記①から⑯により算定した金額の1000分の113に相当する金額
	d,介護職員等処遇改善加算Ⅳ	上記①から⑯により算定した金額の1000分の90に相当する金額

- ※ 1割負担者とは年金収入等が280万円未満の方  
 2割負担者とは年金収入等が280万円以上340万円未満の方  
 3割負担者とは年金収入等が340万円以上の方  
 詳しくは保険者へお問い合わせください。

※ 自立・要支援と判定された方で、入所を希望される場合、別途相談に応じます。

※ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

居住費及び食費は介護保険負担限度額認定証に記載された区分ごとに負担限度額が決められています。

対象者		区分	
生活保護受給者		第1段階	
世帯全員 市町村民 税非課税	老齢福祉年金受給者		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下、預貯金が単身650万円、夫婦で1,650万円未満		第2段階
	利用者負担第2段階以外の方で、課税年金収入が80万円超120万円以下、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満		第3段階①
	利用者負担第2段階以外の方で、課税年金収入が120万円超、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満	第3段階②	
上記以外の方		非該当	

※ 第1～3段階の要件に「世帯分離をしても配偶者が非課税であること」が加わります。

⑳ 居住費 1日あたり

当法人の定める利用料				
¥2,066				
厚生労働省の定める負担限度額				非該当
1段階	2段階	3段階①②		
¥880	¥880	¥1,370		限度なし

※ 入院、外泊期間は、居住費(2,066円)をご負担いただきます。

㉑ 食費 1日あたり

当法人の定める利用料				
¥1,445				
厚生労働省の定める負担限度額				非該当
1段階	2段階	3段階①	3段階②	
¥300	¥390	¥650	¥1,360	限度なし

(2) その他の料金(介護保険給付外サービス)

- |                          |                   |            |
|--------------------------|-------------------|------------|
| ① 特別食(寿司等の出前、お酒等)        | 要した費用の実費          |            |
| ② 貴重品(現金、通帳、各種証書、印鑑等)の管理 | 1日あたり ¥30         |            |
| ③ 行事、クラブ活動費              | 要した費用の実費          |            |
| ④ 電化製品持込使用費用             |                   |            |
| テレビ 50円/日                | 冷蔵庫 50円/日         | 加湿器 100円/日 |
| 電気ポット 50円/日              | 電気毛布・電気湯たんぽ 50円/日 |            |

(3) ご家族の宿泊料金及び食費

- ① 宿泊室利用の場合  
    宿泊費(入浴込み) お一人1泊 2,000円
- ② 入居者様以外のお食事は提供していません。

(4) 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。  
お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

## 5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお問い合わせください。居室に空きがあり、要介護度3以上であれば、入所判定委員会での入居順位決定を経てご入居頂くこととなります。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1・2、要介護1・2と認定された場合。  
ただし、要介護1・2と認定されたお客様は、認定期間満了までに特例入所要件に該当すると判断された場合には、特例入所として入所を継続することができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

### ③ その他

- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院出来ない事が明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させて頂く場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・入院(外泊)期間中は、外泊加算及び居住費をご負担いただきます。経済的負担が大きくなる為、入院された際は都度、相談させていただきます。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、施設及び地域事情を勘案され自主退所された場合、退院後に再入所を希望される場合は、入所判定指針に基づき入所順位は最上位として取り扱います。また、当施設への入居待機期間中、短期入所生活介護を優先的に利用できるように努めます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者又はご家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる等)のハラスメント行為を含む)を行い、その状態が、改善されない場合、文書で解約を通知します。  
(サービス利用中に御契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載した場合も含む)

## 6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- |            |       |   |
|------------|-------|---|
| ・面会        | ..... | 来訪者は、面会時間(9:00~20:00)を尊重し、必ずその都度「面会簿」に記入してください。宿泊を希望される場合は、前日までに職員へご連絡下さい。                              |
| ・外出、外泊     | ..... | 外出、外泊の際は、「外出・外泊届」に記入し提出してください。  |
| ・飲酒、喫煙     | ..... | 喫煙は所定の場所以外はお断りします。<br>飲酒は、食堂をご利用下さい。  |
| ・設備、器具の利用  | ..... | 施設内の備品や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。<br>これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合がございます。                                |
| ・金銭、貴重品の管理 | ..... | 利用者がお持ちの金銭・貴重品は、ベッドサイドキャビネットを使用し、各自で管理をお願いします。<br>なお、当施設では責任を負いかねます。<br>利用者本人での管理が困難な場合は、生活相談員にご相談ください。 |
| ・迷惑行為等     | ..... | 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。   |
| ・宗教活動・政治活動 | ..... | 施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。   |
| ・ペット       | ..... | 施設内でのペットの飼育はお断りします。   |

## 7. 虐待防止・不適切ケア防止の対応

- ・虐待又は虐待が疑われる不適切ケアの防止のための対策を検討する委員会開催及び虐待防止のための研修を定期的実施しています(身体拘束等不適切ケア防止のための対応も同様)。また、万一虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長を責任者として速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。
- ・当施設は、身体拘束等の行動制限は虐待行為であると考えており、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は行いません。

## 8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は(株)損害保険ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。

## 10. 協力医療機関

アメニティいわどでは、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

- ① 協力病院 植木内科医院 南島原市口之津町甲1642
- ② 協力歯科医院 立川歯科医院 南島原市加津佐町己3240-5

## 11. 非常災害対策

- ・災害時の対応 ..... 別途定める「アメニティいわど消防計画」にのっとり対応します。
- ・防災設備 ..... 自動火災報知設備、非常警報設備、火災通報装置、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常電源設備、消火器、室内消火栓設備
- ・防災訓練 ..... 「アメニティいわど消防計画」に基づき年12回実施します。
- ・自然災害 ..... 「事業継続計画(自然災害編)」に基づき実施します。
- ・防火責任者 ..... 林田真理子

## 12. 感染症対策

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催及び感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。
- ・平常時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定しています。

## 13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <u>無</u>	実施した評価機関の名称	
実施した直近の年月日	年 月 日	評価結果の開示状況	

## 14. サービス内容に関する相談・苦情

(1)利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 常時、事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたる。
- ② 担当者は基本的に生活相談員とし、不在の場合はその他従事者、または併設施設の事務担当者が対応し、その後生活相談員に連絡する。

当施設ご利用者相談・苦情担当

解決責任者 管理者  
受付担当者 生活相談員

TEL 0957-73-9525

第三者委員

連絡先

正木 玲子  
栗原 二雄

南島原市加津佐町己2475  
南島原市加津佐町戊259

TEL 0957-87-2683

TEL 0957-87-3092

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情等が確認された場合は、早急に生活相談員が対応し、管理者に報告を行う。

対応する生活相談員は、管理者の判断により、その者の対応では不適切と考えられる場合は、管理者又は他の従事者が対応する体制をとる。

対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行う。

苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行う。

(3)その他相談窓口

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 TEL 0957-61-9101

南島原市 福祉課 TEL 0957-73-6651

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通) FAX 095-826-1779

## 15. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白寿会
代表者役職・氏名	理事長 久間英俊
本部所在地・電話番号	長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4 電話:0957-36-0838
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 5カ所 短期入所生活介護 5カ所 通所介護 4カ所 訪問介護 3カ所 在宅介護支援センター 2カ所 居宅介護支援事業者 2カ所 認知症対応型共同生活介護 3カ所 認知症対応型通所介護 2カ所 共用型認知症対応型通所介護 1カ所 サービス付高齢者向け住宅 1カ所

## 16. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 白寿会	
<事業者名>	アメニティいわど	
<住所>	長崎県南島原市加津佐町乙9番地	
<代表者名>	施設長 林田真理子	印

説明者	所属	
	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けたことについてその内容に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

(署名代理人)	住所	
	氏名	印
	続柄 ( )	

保証人①	住所	
	氏名	印
	続柄 ( )	

保証人②	住所	
	氏名	印
	続柄 ( )	